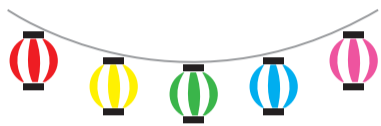


より豊かな地域社会をめざして



No.220

令和5年7月1日発行  
発行 大島町商工会TEL 04992-2-3791  
FAX 04992-2-1144  
URL island-net.jp

## 夏まつり縁日出店者募集!

縁日出店者の募集を行います。  
店舗数は40店舗程を予定しています。  
・受付期間 7月3日(月)～7月7日(金)  
・時間 午前9時～午後4時  
・受付場所 大島町商工会  
※1出店者1区画となりますので予めご了承ください  
※出店者、従事者は島内在住の方に限ります

## 小規模事業者持続化補助金(一般型)のご案内

## 【小規模事業者持続化補助金とは?】

小規模事業者が自らの経営を見つめ直し、事業の持続的な発展に向けて経営計画を作成して販路開拓等に取り組む際の経費の一部を補助する補助金です。計画に沿って取り組む費用の2/3を補助します。  
(この補助金には申請内容審査による採否がありますのでご注意ください)

## 【どんなことに使えるの?】

補助対象経費科目	活用事例
① 機械装置等費	製造装置の購入等
② 広報費	新サービスを紹介するチラシ作成・配布、看板の設置等
③ ウェブサイト関連費	ウェブサイトやECサイト等を構築、更新、改修の経費
④ 展示会等出展費	展示会・商談会の出展料等
⑤ 旅費	販路開拓等を行うための旅費
⑥ 開発費	新商品・システムの試作開発費等
⑦ 資料購入費	補助事業に関連する資料・図書費
⑧ 雑役務費	補助事業のために雇用したアルバイト費用
⑨ 借料	機器・設備のリース・レンタル料
⑩ 設備処分費	新サービスを行うためのスペース確保を目的とした設備処分等
⑪ 委託・外注費	店舗改装など自社では実施困難な業務を第三者に委託

## 【どんな事業者が対象?】

商工会の管轄地域内で事業を営む小規模事業者(個人・法人)で、常時使用する従業員の数が20名以下の事業者(ただし、商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)であれば5名以下)です。

## 【補助上限額は?】

50万円(補助率は補助対象経費の2/3)  
※一定の要件を満たす取り組み等については補助上限額が100万円～200万円に引き上がります。

## 【締め切りは?】第13回分 2023年9月7日(木)

※申請には事前に計画書の作成が必要です。余裕をもってご相談下さい。詳しくは東京都商工会連合会ホームページをご覧ください。

## 第62回 大島町商工会通常総代会

令和5年5月19日、第62回通常総代会が開催されました。

【第1号議案】 令和4年度事業報告及び決算について

【第2号議案】 令和5年度事業計画及び予算について

【第3号議案】 令和5年度借入金最高限度額及び借入先融機関について  
などが審議され、いずれも可決されました。

また、商工会運営に尽力されたとして感謝状をいただきました  
東京都産業労働局長表彰  
理事 山田 忠司 氏  
理事 西川 竜也 氏

## 第43回 2023伊豆大島夏まつり・花火大会開催!!

今年も伊豆大島夏まつり・花火大会を開催します。新型コロナウイルス感染症による規制が緩和されたことに伴い、例年のような縁日出店・舞台発表も行います。  
開催場所を元町港口タリー付近にし、縁日出店も飲食・物販合わせて40店舗程度を予定しています。なお、舞台発表につきましては後日改めてお知らせします。  
また、花火は例年より発数を増やし1,150発程打ち上げます。夏の楽しい夜を花火と共に楽しんでいただければと思います。

## 出演者募集!

舞台・ステージに出演していただける出演者、団体を募集いたします。なお、出演時間は準備、撤収などを含め15分程度で対応できるようにお願いします。  
その他、ご要望、ご不明点等はお相談下さい。  
・受付期間 7月3日(月)～7月14日(金)  
・時間 午前9時～午後4時  
・受付場所 大島町商工会  
※各募集詳細につきましては、商工会ホームページをご覧ください。



開催日: 8月12日(土)  
時間: 夏まつり 17時30分～21時00分  
花火大会 21時00分～30分程度  
※雨天の場合は翌日13日(日)順延、以降中止  
開催場所: 元町港・元町港口タリー周辺

## ご支援(寄付)のお願い

毎年、夏まつり・花火大会の開催にあたりましては、皆様からのご支援をいただき、運営しております。  
つきましては、今年も皆様のご厚情を賜りたく、ご寄付にご協力いただければ幸いです。  
ご寄付はお振込み・商工会へのお持込み・集金のいずれかの方法でお手続きいただけます。ご一報いただければ職員がお伺いいたします。

## 【ご寄付振込口座】

七島信用組合 本店 普通 2062383

夏まつり寄付金 大島町商工会 会長 岡山正宏  
なつまつりきふきん おおしままちしょうこうかい かいちょう おかやまさひろ

問い合わせ/商工会 ☎2-3791

## 地域資源承継支援助成金

多摩・島しょ地域の小規模事業者の承継及び同地域内で経営資源の引継ぎや活用を支援することを目的に、経営者の交代に向けた取組や経営者交代後の安定化に向けた取組、経営資源の引継ぎを行う場合に必要な経費の一部を助成します。

種類	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
	事業承継前の支援	事業承継後の支援	経営資源引継ぎ支援
	3年以内に経営者交代による事業承継を予定している小規模事業者	3年以内に事業承継を終えた小規模事業者	第三者等による経営資源の引継ぎを予定している小規模事業者等(譲受者)
助成対象者	現経営者	承継者	小規模事業者・創業予定者
助成率	2/3以内	2/3以内	2/3以内
助成限度額	50万円	150万円	100万円
事業計画期間	3か年計画	3か年計画	3か年計画
主な要件	・5年以上事業を営む事業者。 ・3年以内に事業承継を予定し、実行に向けて取組む者 ・後継者が決まっている者	・5年以上事業を営む小規模事業者で3年以内に事業承継を行っている、または、申請時点で承継している者 ・3年の事業計画により経営改善に取り組む者	・経営資源の引継ぎを予定している小規模事業者または、交付決定日から1年以内に創業を予定するもの。 ・交付決定日から1年以内に経営資源の引継ぎ完了に向けて取組む者。

《受付締切》2次募集 令和5年7月31日/助成事業期間 令和6年1月31日まで  
3次募集 令和5年8月31日/助成対象期間 令和6年1月31日まで

詳しい内容はQRから確認、または商工会へお問い合わせください。



※商工会では島内の事業承継が円滑に進むよう取り組んでまいります。今後は商工会ホームページ内にて『事業を譲りたい方』と『事業を引き継ぎたい方』の事業承継マッチングページを作成予定です。準備が整い次第ご周知いたします。

インボイス制度が間もなく開始となります!

消費税インボイス制度は令和5年10月より開始となります。  
開始を前に、インボイス制度に改正がありましたのでご案内します。

①免税事業者からインボイス発行事業者になられた方

➔ 納税額を売上税額の2割に軽減

②一定規模以下の事業者の方

➔ 一万円未満の取引、インボイス保存不要  
基準期間の課税売上高が1億円以下等の要件を満たす事業所が行う課税仕入れについて、その金額が税込1万円未満であるものについては、一定事項を記載した帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくても仕入れ税額控除が可能となりました。

(令和11年9月30日までに課税仕入れ)

例1: 7/3 に7千円の商品を購入し、7/10 に6千円の商品を購入した場合  
➔ それぞれが税込1万円未満の取引なので、インボイスの保存不要

例2: 7千円の商品と6千円の商品(合計1万3千円)を同時に購入した場合  
➔ 税込1万円以上の取引なので、インボイスの保存が必要

③すべての事業者の方

➔ 一万円未満の値引きなど、返還インボイス交付免除

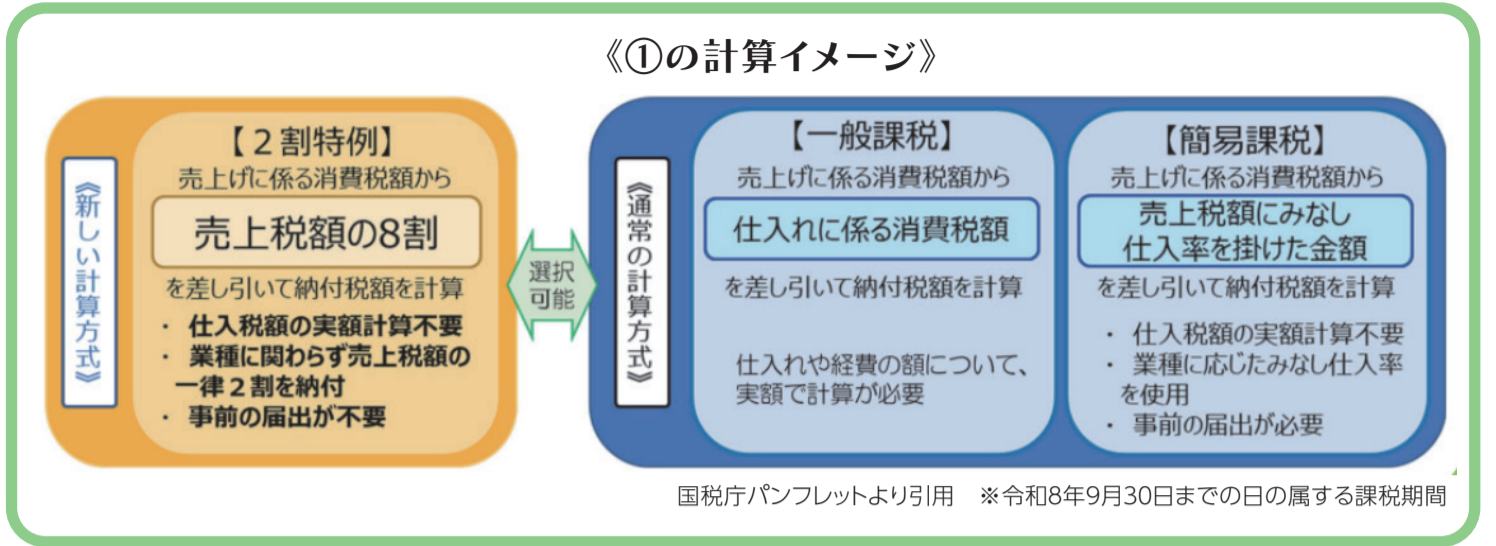
返品や値引き、割戻し等の売り上げにかかわる対価の返還などを行ったときは「返還インボイス」の交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満の場合には、交付義務が免除されることになりました。

④これから登録される免税事業者の方

➔ 登録希望日に登録が可能

令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日の令和5年10月1日から登録を受けることが可能です。

※インボイス登録番号の通知に時間がかかるので、お早目の申請をおすすめします



商工会では、インボイス制度に関する講習会を8月末～9月初旬に開催する予定です。全体説明会と個別相談会を同時開催する予定です。制度に関してご不明点等ある場合や登録すべきか悩んでいる方などはこの機会をぜひご利用ください。詳しくは、後日改めてご案内いたします。



電子帳簿保存法が令和6年1月より施行されます!

「電子帳簿保存法」とは、事業者(法人・個人)に保存が求められている「帳簿」や「領収書」等の書類を紙ではなく電子データで保存すること等に関する制度で、3つの制度に区分されています。

①電子帳簿等保存【任意】

パソコンなどで作成した帳簿・国税関係書類(※)はプリントアウトせずに電子データのまま保存ができます。

例: 会計ソフトで作成した仕訳帳、パソコンで作成した請求書 など

②スキャナ保存【任意】

受領した紙の請求書・領収書などを、紙の状態で保存する代わりにスマホやスキャナで読み取った電子データで保存することができます。

③電子取引データ保存【義務】

注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやり取りした場合には、その電子データを保存しなければなりません。

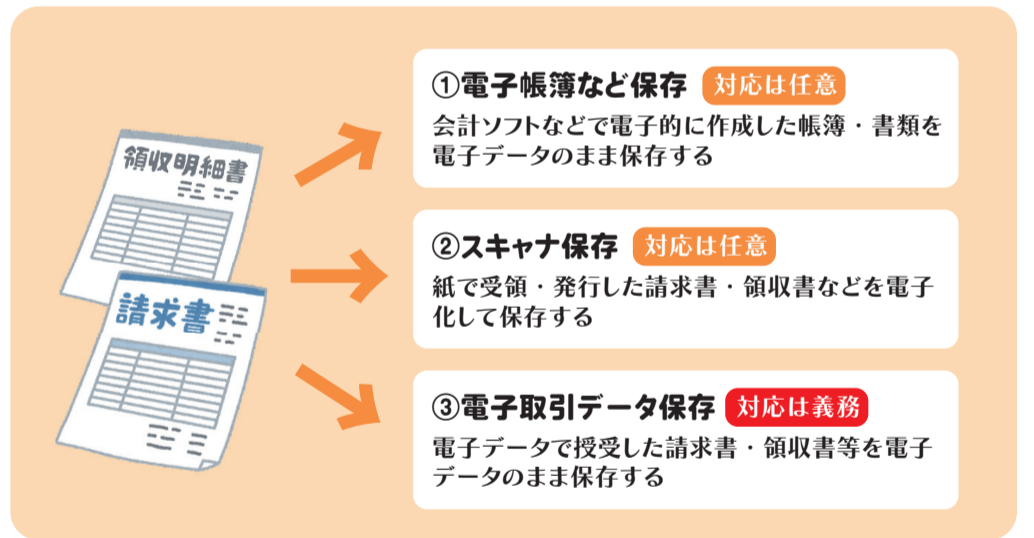
例: 通販利用の際にホームページからダウンロードした電子データの領収書(直接取引や郵送等により紙で受領した領収書等はデータ保存の必要はありません)

※国税関係書類: 領収書・請求書・決算書などの書類

事業者のみなさまは、令和6年1月の施行の前に、電子帳簿保存法に対応できているか確認が必要です。事業者によっては、IT ツールの導入などの準備が必要な場合もあります。

商工会では、電子帳簿保存法に関する講習会(全体説明・個別相談)を11月に開催予定です。

詳しく知りたい方は講習会にお越しいただくか、商工会までご相談ください。(講習会については、後日改めてご案内いたします)



会計ソフトの導入経費のほか、ソフト利用に資するパソコンなどの購入費用も補助対象となっている補助金「IT 導入補助金 2023」が利用できます!(要件を満たした場合)  
電子帳簿保存法の準備で会計ソフトを導入したい…そのためのパソコンを購入したい…などのご予定がある方はぜひ、商工会にご相談ください。補助金の申請をサポートいたします。  
※IT 導入補助金はオンライン申請となります。また、申請前に導入・購入したものは補助対象外ですので、ご利用を希望の方は『導入・購入前』に必ずご相談ください。

